

事例研究『行政法』 第2版 第2刷～第7刷 訂正表

※誤りを修正するほか、より適切な表現に改めました。

事例研究 行政法〔第2版〕第2刷 訂正表

頁数	訂正箇所（1刷）	修正後（2刷）
p 82 ～ 83	p 82 下から3行目～p 83 上から2行目 「風営法施行令6条2号が、学校等の～原告適格を認めることができる。」	→以下に修正 「パチンコ屋から幅員約9mの道路を隔てたマンションの居住者につき、「騒音、振動による健康又は生活環境に係る被害を直接的に受けるおそれのある者」にあたるとして原告適格を認めている。Qの住居は本件パチンコ屋から約30m離れているが、同様の考え方で原告適格を認めることは十分可能であろう。」
p 106	上から13行目 「三～四（略）」	→以下に修正 「三 文化芸術の振興、講演及び会議等に関する業務 四 その他前条に定める設置の目的を達成するための事業の実施に関する業務」
p 107	下から8行目 「四 災害その他のやむを得ない理由により施設等の利用ができなくなったとき。」	→以下に修正 「四（略）」
p 436	上から12行目 「 <u>電波審議会</u> の存在を前提として初めて正当化可能であろう」	→「電波審議会」を「電波監理審議会」に修正 →「可能であろう」を「できよう」に修正 「電波監理審議会の存在を前提として初めて正当化できよう」
p 473	上から10行目 「 <u>激しく</u> 反対運動を開始した」	→「く」を「い」に修正 「激しい反対運動を開始した」
p 474	上から1行目 「本件回答が適法である <u>以上</u> 、～」	→「以上」を「とすると」 「本件回答が適法であるとすると、～」
p 474	【資料3 その他】	

	※3つの資料の順番の変更	→1番目資料「○ 甲県の担当者の～」と、3番目資料「藤井正雄・長谷川正浩共編～」を入れ替える 上から 「○ 藤井正雄・長谷川正浩共編～」 「○ 乙町担当者の相談に～」 「○ 甲県の担当者の～」
--	--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事例研究 行政法〔第2版〕第3刷 訂正表

頁数	訂正箇所（2刷）	修正後（3刷）
p 24	上から 27 行目 「Sは、 <u>Y</u> およびXに対して、」	→「Y」を「A県」に訂正 「Sは、A県およびXに対して、」
p 275	上から 18 行目 「～性質」をするとされ～」	→「を」の後に「勘案」を入れる 「～性質」を勘案するとされ～」
p 279	上から 13 行目 「～住民の生活条」	→「条」を「上」に訂正 「～住民の生活上」

事例研究 行政法〔第2版〕第4刷 訂正表

頁数	訂正箇所（3刷）	修正後（4刷）
p 446	上から 12 行目の後に 1 行追加 「【資料3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）】」	→「（※平成22年改正前のもの）」を追加 「【資料3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）】 （※平成22年改正前のもの）」
p 500	下から 1 行目 「甲知事は、～」	→「甲」の後に「県」を入れる 「甲県知事は、～」

事例研究 行政法〔第2版〕第5刷 訂正表

頁数	訂正箇所（4刷）	修正後（5刷）
p 105	〔設問〕1の5行目のかっこ部分 「どのような訴訟（行訴法に定められているものに限る）を提起し、」	→「どのような訴訟を提起し、」
p 111	下から 5 行目 「利用許可取消し」	→「利用許可取消処分」
p 188	上から 6 行目 建築基準法	

	「2条33号」	→「2条35号」
p 199	上から3行目 都市計画法61条の条文を追加	→「(認可等の基準) 第61条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請手続が法令に違反せず、かつ、申請に係る事業が次の各号に該当するときは、第59条の認可又は承認をすることができる。 一 事業の内容が都市計画に適合し、かつ、事業施行期間が適切であること。 二 (略)」
p 203	上から2行目 「事業を実施し、問題が明らか」	→「事業を実施し(都計61条1号違反)、問題が明らか」
p 210	上から1行目 〔関連問題〕を差し替え	→「本事例において、第1次事業認可がなされて間もなく原決定からのずれがXら市民に明らかになっていたとして、その段階でXが第1次事業認可の取消しを求めて訴えを起こしていれば、その訴訟でXは目的を達することができただろうか。都市計画事業認可の取消判決の効力にも留意しつつ論じなさい。」
p 230	下から2行目 「生命・身体・所有財産」	→「生命・身体」
p 249	上から1行目、4行目 「届出」	→「通知」
p 249	上から5行目以下 「服従する義務がないとして無視し、何らの対応もせず通知もしない場合」	→「服従する義務がないとして無視して何らの対応もしない場合」
p 304	下から2行目 「甲」	→「Y」
p 311	上から1行目 「甲」	→「Y」
p 418	〔設問1〕2. 「国の行政機関」	→「独立行政委員会」

事例研究 行政法〔第2版〕第6刷 訂正表

頁数	訂正箇所(5刷)	修正後(6刷)
p 83	5～6行目 「および風営法施行令6条2号」	削除

<p>p 175</p>	<p>上から 7～8 行目 「<u>変わろうとしていることを知り、びっくりして、何とか非公開を維持して欲しいと考えた。</u>」</p> <p>上から 9～11 行目 「A が、本件取消訴訟において、自己の主張を反映してもらうためにいかなる法的手段があるのか。また、本件訴訟だけでは十分に自己の主張が反映されない場合に、非公開を維持するために、A がとりうる法的手段は何か。」</p>	<p>→以下に修正 「<u>変わろうとしていることを知り、びっくりして、<u>とりあえず公開には反対であるとの反対意見書を提出した。</u></u>」</p> <p>→以下に修正 「A の反対意見にもかかわらず、Y 県の新知事は、当初の非公開決定を見直しすべて公開するとの決定をなし、その旨を A に通知した。この場合に、開示を阻止するために、A がとりうる法的手段は何か。」</p>
<p>p 273</p>	<p>下から 4 行目 「<u>行訴 3 条 2 号</u>」</p>	<p>→以下に修正 「<u>行訴 3 条 2 項</u>」</p>
<p>p 396</p>	<p>下から 13～14 行目 「……<u>裁決についても、退去強制事由が争われていないケースでは、行政内部的な…</u>…」</p>	<p>→以下に修正 「……<u>裁決について、その裁決書は後続手続を行う行政機関に対する行政内部的な…</u>…」</p>
<p>p 407</p>	<p>上から 11～14 行目 「しかし、最近の判例で、法務大臣の……入国審査官の認定の処分性も否定していると思われる。」</p> <p>上から 15 行目 「(ウ) おそらく……」</p>	<p>削除</p> <p>→以下に修正 「(ウ) <u>他方</u>、おそらく……」</p>
<p>p 408</p>	<p>上から 2 行目</p> <p>上から 2～4 行目</p>	<p>→以下を挿入 「最 1 小判平 18・10・5 判時 1952 号 69 頁は、上記いずれの立場ともとる余地はあるが、大臣の裁決の裁決書は後続手続を行う主任審査官への行政内部文書であり、その作成がないからといって、裁決とそれに基づく退去強制令書発付は違法としないとしており、(ウ) の見解に傾斜しているとみられる。なお、同判決で前提とされている裁決の処分性は、(2) で見ると、いずれの見解にたっても導き出されうる。」</p>

	「(エ) 現在の判例・実務が上記のようなものであるため、……両説を <u>述べているのであり</u> 、……」	→以下に修正 「(エ) 現在の判例・実務が上記のようなものであるため、……両説を <u>述べており</u> 、……」
p 409	上から 2～4 行目 「(ウ) この論に立たないとしても、…… (直接型義務付け訴訟) <u>を提起することは</u> 、もちろん可能である」	→以下に修正 「(ウ) この論に立たないとしても、…… (直接型義務付け訴訟) <u>の提起は</u> 、もちろん可能である」

事例研究 行政法〔第2版〕第7刷 訂正表

頁数	訂正箇所 (6刷)	修正後 (7刷) 未完
p 250	下から 10 行目 「A県」	→「甲県」
p 251	上から 9 行目 「乙に対して」	→「Xに対して」
p 258	下から 4 行目 「B市条例」	→「乙市条例」
p 262	下から 16 行目 「B市条例」	→「乙市条例」